

## 第27回甲府家庭裁判所委員会議事概要

### 1 日時

平成28年9月27日（火）午後2時45分から午後4時45分まで

### 2 場所

甲府地方・家庭裁判所大会議室

### 3 出席者

（委員・五十音順）

飯野委員，猪俣委員，岡本委員（委員長），小澤委員，木田委員，土橋委員，吉野委員

（甲府家庭裁判所）

岡田裁判官，中澤首席家庭裁判所調査官，佐々木次席家庭裁判所調査官，福本首席書記官，近間主任家庭裁判所調査官，深沢主任書記官，今村事務局長，樋口事務局次長，関塚総務課長（進行役），豊原総務課課長補佐（書記）

### 4 議事等

- (1) 新任委員の紹介
- (2) 委員長の選任
- (3) 議事進行・・・別紙「意見交換等の概要」のとおり

### 5 次回委員会のテーマ及び期日

追って検討

(別紙)

### 意見交換等の概要

(発言者 ■委員長, ○委員, □説明者)

- 1 猪俣委員より, 本日の委員会におけるテーマ設定の趣旨及び議事の進行について説明
- 2 甲府家庭裁判所深沢主任書記官から少年審判手続の流れについて, 岡田裁判官から家庭裁判所における少年の処分について, 近間主任家庭裁判所調査官から年長少年の特徴について, それぞれ説明。併せて少年審判廷の見学も行った。

#### 【質疑応答】

- 少年法の趣旨が「少年の立ち直りを手助けすること」にあるとしたら, 少年審判の結果を検証することが大切であり, 家裁のした保護処分により再犯率が下がっていれば, 現在の方向性を続ければよいということになるだろう。そこで, 少年の再犯率はどの程度か教えていただきたい。成人と比べて低いなどの傾向はあるのか。
- 送致された少年が以前に家裁で保護処分を受けているかを調査することはできるが, 保護処分を受けた少年がその後どうなったかを調査し, 統計をとることは難しい。例えば, 18, 19歳の年長少年が少年院に入ると, 出てきたときには成人となっていることが多く, 成人となつてから犯罪を犯すと今度は刑事裁判で裁かれることとなるからである。ただ, 少年の送致件数の減少傾向と比べると, 少年が繰り返し検挙される割合はそこまで減少していないということは言える。

- 時代によって家裁に送致される少年の特徴なども変化してきていると思われるが、少年に対する教育的な指導の在り方、特に保護司との関わり方なども変化してきているのか。
- 少年が保護司のところに来なくなったり、コミュニケーションが取りにくくなるなど、以前より少年との関わり方が難しくなっているという話は聞いている。
  
- 少年の審判をする裁判所と審判後に少年の指導をする保護司との間で、コミュニケーションは密に取れているのか。
- 保護観察においては、保護司が保護観察官と協働して少年の指導に当たっているが、裁判所は主に保護観察官とやり取りをし、保護観察官が保護司から聴き取った少年の様子等について報告を受けるなどして、保護観察官を通して連携を図っている。
  
- 第3種少年院は、心身に著しい障害がある者が対象になるとのことだが、精神的な障害のある者については、精神科医による診断なども参考にして家庭裁判所が審判をすることになるのか。
- 非行が精神的な疾病による影響を受けている場合、そのような少年には医療的措置が必要となるが、それを判断するに当たって、医師による診断は大きな意味を持つ。精神的な疾病の影響についての判断が難しい場合には、鑑定といって医師が医療的見地から少年を診断する手続が行われることが多く、慎重な手続を経て審判がされることになる。
  
- 少年が非行を犯す背景には様々あり、中でも親による教育やしつけなど親の影響はやはり大きいのではないかと思うが、少年審判において、

親に対しても裁判所からメッセージを伝えることなどはあるのか。

- 審判では、裁判官の立場から、保護者の問題性に応じた指摘やアドバイスをすることはある。また、調査では、少年の非行が親との関係を含めた生育環境に影響を受けている場合など、家庭裁判所調査官の立場から親に働き掛けを行うこともある。
  
- 親が少年に会いに来ないなど、親に問題がある場合には、「少年友の会」という組織が少年の親代わりになることがあるのか。
- 「少年友の会」とは、家庭裁判所の調停委員などが中心となって組織している団体で、少年の付添人となって、審判に出席したり、会いに来ない親の代わりに少年鑑別所に会いに行くなどして、少年の立ち直りを支える重要な役割を果たしている。
  
- 甲府以外の管轄で起きた少年事件についても、情報収集したり意見交換したりすることで、甲府で同じような事件が起きたときにどうするかを考えるようなことはあるのか。
- 裁判というものは各裁判所で個別に行われるものであり、同じ裁判所であっても他の管轄で起きた事件について、当然に事件の中身を知ることができるわけではない。ただ、家庭裁判所調査官は、少年による非行のメカニズムを解明する能力の伸長が重要であるから、他の管轄で起きた少年事件についても知り得る範囲で情報を収集し、共通する因子や非行に影響を与えた要因を分析するなどして、事件処理の参考にするように努めている。
  
- 最近の少年達には、実生活以外にスマホの中の社会や交友関係があり、そこで生じた小さな火種が大きな事件につながることもあると感じてい

るが、少年事件の原因を究明する中で、少年達のスマホの中でのやり取りを調査するようなこともあるのか。

□ 最近では、警察から送付される記録に、スマホや携帯の中身を解析したものが含まれ、それを見ることで少年達の間でどのようなやり取りがあったかを調査することはある。最近では、少年達の間でLINEやツイッターといったものが主要なコミュニケーションツールとなり、そこでのトラブルがきっかけで事件につながることもある。ただ、情報量が膨大であることが多く、その中から事件につながる部分をきちんと見極める必要がある。

○ 万引き講習などで学校から退学や停学処分を受けた少年を見たことがあるが、学校のそういった処分について裁判所はどのように関わっているのか。

□ 少年が家庭裁判所に送致される前に警察に捕まった段階で、学校がそれを知って処分することはあり得ると思うが、退学処分等は学校が決めることであり、裁判所と学校との間で何か申合せのようなものがあるわけではない。

○ 選挙権年齢が18歳に引き下げられたことを受けて、少年法上の年齢も引き下げるべきという議論があるが、少年事件を扱う家庭裁判所の現場としてはどのような意見をお持ちか。

■ 委員の皆様からのご意見を伺いたい。

○ 30歳になっても幼児性が抜けない人などがいるのは、親が20歳になった途端に子を成人扱いすることに問題があるのであって、この20歳という年齢をもっと下げれば、より長い期間に渡って、計画的に親が子の成長に関わることができるのではないかと思う。また、個人差はあ

るものの、自分の行動に自分で責任を持つということは通常高校生くらいからでき始めると思うので、個人的には、少年法上の年齢を18歳に引き下げることが相当と考える。

- 18歳というと通常まだ高校生であるが、同じ高校生の中でも何月生まれであるかによって18歳に達している子と達していない子がいて、同じ高校という共同体の中で、年齢だけで区切ってしまっているものかという疑問がある。また、年齢でしか区切ることができないとしても、18歳の少年の成熟度を考えたとき、18歳という年齢設定が果たして正しいのかなという疑問を感じている。
- 先に少年の再犯率の話があったが、家裁のした保護処分による成果を検証できるのであれば、年齢引き下げの議論についても、自ずと道が見えてくるのではないか。18歳に引き下げるかどうかを考えるに当たっては、まずは今やっていることの検証が大事だと考える。
- 年齢によってどういったことが禁止されているかについては、国によって異なるものである。それを前提に、日本ではどういうことを物差しにして考え、決めるべきかということが重要なのではないかと思う。

以 上